

あま市における空家等対策に関する協定書

あま市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、あま市内における空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等が管理不全な状態とならないよう空家等の対策を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、空家等の活用を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 空家等の適正管理に関すること。
- (2) 空家等の利活用の促進に関すること。
- (3) 所有者等による前2号の取組に必要な情報の発信に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（情報の共有及び発信）

第4条 甲及び乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有及び発信に努めるものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第5条 甲は、第3条の取組事項の実施にあたって、市広報、市公式ウェブサイトその他の方法により、啓発に努めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第6条 乙は、第3条の取組事項として甲が作成するチラシ等について、甲に対して配布先の提供、紹介等の協力をするものとする。

2 乙は、乙が主催する（甲から委託を受けて実施する場合を含む）相談業務において、所有者等による第3条の取組事項に関する相談を実施するよう努めるものとする。

3 乙は、第3条の取組事項に関する情報等について、その構成員へ周知等を行うよう努めるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から翌年度末までとし、有効期間の満

了日の1か月前までに甲又は乙から書面による終了又は変更等の申し出がないときは、この協定書と同一条件でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し生じた疑義については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年1月18日

甲 あま市木田戌亥18番地1

あま市

あま市長 村上浩司

乙 名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号

愛知県司法書士会

会長 細井久史